

## 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件の概要

### 1. 設置の趣旨

国民年金の保険料の徴収対策の強化を図り、また、窓口の混雑の解消を図るため、管轄地域の人口が100万人を超える超大規模事務所の管轄地域のうち、3箇所新たな社会保険事務所を設置する。

具体的には、埼玉県越谷市、千葉県市川市、東京都青梅市に社会保険事務所を設置し、その振替として、東京23区のうち1区に2箇所配置されている事務所を統合して、3箇所の社会保険事務所を廃止する。

(これら、社会保険事務所の設置について、地方自治法第156条第4項の規定に基づき国会承認を求めるもの。)

### 2. 新設社会保険事務所

越谷社会保険事務所 (埼玉県越谷市)  
市川社会保険事務所 (千葉県市川市)  
青梅社会保険事務所 (東京都青梅市)

### 3. 設置予定時期

平成18年10月

(参考) 統合により廃止する社会保険事務所

所在地	統合により廃止	統合先	統合後の名称
東京都千代田区	神田社会保険事務所	麴町社会保険事務所	千代田社会保険事務所
東京都中央区	日本橋社会保険事務所	京橋社会保険事務所	中央社会保険事務所
東京都大田区	大森社会保険事務所	蒲田社会保険事務所	大田社会保険事務所